

加古川市国民健康保険被保険者証等の交付更新に関する要綱

平成 29 年 12 月 21 日 市民部長決定

令和 2 年 1 月 17 日 改正

令和 3 年 1 月 25 日 改正

令和 4 年 12 月 5 日 改正

令和 5 年 10 月 31 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）及び被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）（以下これらを「被保険者証等」という。）の交付更新に関する必要な事項を定めるとともに、被保険者間の負担の公平化を図り、もって国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(被保険者証等の交付更新)

第 2 条 市長は、毎年 12 月 1 日に被保険者証等の更新を行い、世帯主に対して有効期間が 1 年の被保険者証を交付する。ただし、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 9 条第 6 項及び第 10 項の規定に基づき、本市の国民健康保険料（税）（以下「保険料」という。）を滞納している世帯（おおむね 1 年以上滞納している世帯に限る）の世帯主に対しては、有効期間が 1 年未満の被保険者証（以下「短期証」という。）又は資格証明書を交付する。

(短期証の交付対象)

第 3 条 前条の規定による短期証の交付対象は、被保険者証の更新日において保険料をおおむね 1 年以上滞納している世帯のうち、おおむね 1 年以上納付相談及び納付指導（以下「納付相談等」という。）を実施していない世帯の被保険者のうち、市長が必要と認めるものとする。

(短期証の交付方法)

第 4 条 前条の規定により短期証の交付対象となった被保険者に対する短期証の交付方法は次のとおりとする。

- (1) 債権管理課は、毎年 11 月 1 日までに前条に規定する対象者を抽出し、短期証の有効期間を設定する。
- (2) 国民健康保険課は、12 月 1 日までに前号で抽出した世帯主に短期証を交付する。
- (3) 削除
- (4) 削除
(短期証の有効期間)

第 5 条 短期証の有効期間は、6 箇月とする。ただし、保険料の滞納状況や過去の納付誓約の履行状況等により、納付指導を行う上で必要があると認められるときは、1 年未満の範囲内において別に有効期間を設けることができる。

(被保険者証の返還及び資格証明書の交付)

第 6 条 保険料の納期限から 1 年間が経過するまでの間に当該保険料を納付していない短期証を交付している世帯主のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市長が必要と認めるときは、被保険者証の返還を求める。

- (1) 納付相談等に応じない者
- (2) 納付相談等を実施してなお、滞納解消する見込みがない者
- (3) 意図的に差押財産の名義を変更するなど滞納処分を逃れようとする者

2 被保険者証が返還されたときは、当該世帯主に対して資格証明書を交付する。また、被保険者証の返還に応じない場合であっても、当該被保険者証の有効期間が終了したときは、被保険者証の返還があったものとみなし、資格証明書を交付する。

3 資格証明書の有効期間は、第 2 条の規定による被保険者証の有効期間の例による。

(適用除外)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者証の返還を求めず、資格証明書の交付対象としない。

- (1) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 1 条に定める特

別の事情に該当する者及びその世帯に属する被保険者

(2) 法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

2 前項に該当する世帯の世帯主は、同項第1号に該当する世帯にあつては特別の事情に係る届出書(様式第1号)、同項第2号に該当する世帯にあつては原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第8条 市長は、被保険者証の返還を求め資格証明書を交付しようとするときは、当該世帯主に対して行政手続法(平成5年法律第88号)第13条及び第29条から第31条までの規定に基づき、弁明書(様式第3号)により弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明書が提出期限までに提出されないとき又は予定している当該処分が弁明によっても正当であると認められるときは、当該世帯主に対して被保険者証の返還を求めるものとする。

(適用解除)

第9条 市長は、第6条の規定により資格証明書の交付を受けた世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯主に対し被保険者証を交付する。

(1) 保険料を完納したとき又は滞納額が著しく減少したとき

(2) 第7条第1項各号のいずれかに該当したとき

(保険給付の一時差止)

第10条 市長は、資格証明書を交付されている世帯主が保険料を納付しない場合には、法第63条の2第1項又は第2項の規定に基づき、出産育児一時金以外の保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

(保険給付の一時差止の解除)

第11条 市長は、前条の規定により保険給付の一時差止を受けている世帯

主が、第9条各号のいずれかに該当したときは、保険給付の一時差止を解除する。

(保険給付の額からの滞納保険料額の控除)

第12条 市長は、第10条の規定により保険給付の一時差止を行われている世帯主が、なお滞納している保険料を納付しない場合には、法第63条の2第3項の規定に基づき、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 加古川市国民健康保険被保険者証等の交付更新に関する事務要領は、廃止する。

附 則 (令和2年1月17日 加保第3725号)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日 加保第8559号)

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則 (令和4年12月5日 加保第2912号)

この要綱は、令和4年12月5日から施行し、令和4年11月15日から適用する。

附 則 (令和5年10月31日 加保第2456号)

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

特別の事情に係る届出書

加古川市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり国民健康保険料（税）を納付することができない特別の事情があるので、届け出ます。

記

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|--|--|----------|----------|--|--|--|--|
| 世帯主 | 住 所 | 加古川市 | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | 電話 番号 | | | | |
| 被保険者番号 | | | | | | 個人 番号 | | | | | |
| 1. 特別な事情 （該当する 番号に○を してください） | | 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2 世帯主又はその者と生活を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 上記 1 から 4 までに類する事由があったこと。 | | | | | | | | | |
| 2. 国民健康保 険料（税）を 納付するこ とができな い理由 （上記 1 の 理由を具体 的に記載し てください。） | | | | | | | | | | | |

※特別な事情があることを明らかにする書類を添付してください。

原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書

加古川市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり国民健康保険料（税）を納付することができない特別の事情があるので、届け出ます。

記

| | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-------------------------|--|--|----------|--|----------|--|--|--|--|--|
| 世帯主 | 住 所 | 加古川市 | | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | 電話 番号 | | | | | |
| 被保険者番号 | | | | | 個人 番号 | | | | | | | |
| 原爆一般 疾病医療 費の支給 等を受け ることが できる者 | 1 | 住 所 | | | | | | | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | | | |
| | | 医療等の名称 又は裏面の該 当番号 | | | | | | | | | | |
| | 2 | 住 所 | | | | | | | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | | | |
| | | 医療等の名称 又は裏面の該 当番号 | | | | | | | | | | |
| | 3 | 住 所 | | | | | | | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | | | |
| | | 医療等の名称 又は裏面の該 当番号 | | | | | | | | | | |

- 備考 1 原爆一般疾病医療費の支給等の名称は裏面のとおりです。該当する医療等の名称又は裏面の該当番号を記入してください。
- 2 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることかできる者であることを証明する書類を添付してください。

原爆一般疾病医療費の支給等の名称

| 番号 | 医 療 等 の 名 称 |
|----|--|
| 1 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給 |
| 2 | 児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項（同法第 24 条の 24 第 2 項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 |
| 3 | 予防接種法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 5 項から第 7 項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 |
| 4 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給 |
| 5 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| 6 | 麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| 7 | 母子保健法第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 |
| 8 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給 |
| 9 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| 10 | 石綿による健康被害の救済に関する法律第 4 条第 1 項の医療費の支給 |
| 11 | 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 4 条第 1 号の医療費の支給 |
| 12 | 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第 12 条第 1 項の定期検査費、同法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費又は同法第 14 条第 1 項の世帯内感染防止医療費の支給 |
| 13 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給 |
| 14 | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 3 条又は第 4 条の医療費の支給 |
| 15 | 国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項の規定による、人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）の治療に係る高額療養費の支給 |
| 16 | 児童福祉法第 21 条の 6 の措置（同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第 22 条第 1 項の助産の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置、同条第 2 項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第 33 条の一時保護に係る医療の給付 |
| 17 | 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 |
| 18 | 昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付 |
| 19 | 昭和 59 年 4 月 10 日衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給 |
| 20 | 平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付 |
| 21 | 平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給 |
| 22 | 平成 15 年 6 月 6 日環保企発第 030606004 号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給 |
| 23 | 平成 17 年 5 月 24 日環保企発第 050524001 号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給 |
| 24 | 平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331001 号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付 |
| 25 | 平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給 |

弁 明 書

加古川市長 様

届出人住所

届出人氏名

年 月 日付けで通知のあった処分（被保険者証の返還及び被
保険者資格証明書の交付）について、下記のとおり弁明します。

記

| | | | | |
|--------|-----|------|----------|--|
| 世帯主 | 住 所 | 加古川市 | | |
| | 氏 名 | | 電話 番号 | |
| 被保険者番号 | | | | |
| 弁明の内容： | | | | |